

令和2年9月近江八幡市教育委員会定例会(要旨)

1. 開催日時 令和2年9月25日(金) 午前9時30分～11時38分

2. 開催場所 文化会館2階 会議室2

3. 出席委員

教育長	日岡 昇
教育長職務代理者	久家 昌代
委員	八耳 哲也
委員	安倍 映子
委員	西田 佳成

4. 事務局出席者

教育部長	西川 仁司
教育部次長兼教育総務課長	秋山 直人
教育部次長兼学校教育課長	森 茂次
生涯学習課長	東 繁
近江八幡図書館長兼安土図書館長	奥村 恭代
学校給食センター長	嶋川 明夫
スポーツ推進課長	太田 明文
子ども健康部次長兼幼児課長	木村 辰之
総合政策部次長兼文化観光課長	濱本 浩
近江八幡市立図書館主査	世古 淳
総合政策部文化観光課主事	本田 恵
教育総務課長補佐	畑 明宏
教育総務課副主幹	澤 千央

5. 会議を傍聴した者 0人

6. 会議次第

【議案】

- 議第51号 近江八幡市教育委員会表彰被表彰者の選定について(非公開)
- 議第52号 近江八幡市スポーツ施設の使用料の減額又は免除に関する規則の一

部を改正する規則の制定について

- 議第53号 近江八幡市文化財保護審議会委員の委嘱について承認を求めることについて
- 議第54号 近江八幡市八幡伝統的建造物群保存地区内における工作物等の修景に関する基準の改正にあたり近江八幡市伝統的建造物群保存地区保存審議会に諮問することについて
- 議第55号 近江八幡市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

【協議事項】

- 民生委員推せん会委員の選出について
- 「近江八幡市子ども・若者支援地域協議会設置要綱」並びに「近江八幡市子ども・若者総合相談窓口設置要綱」の制定について
- 「近江八幡市立図書館視覚障がい者(児)に対する郵送貸出規程」「近江八幡市立図書館デージー図書等貸出規程」の制定について
- 近江八幡市教育委員会事務のうち文化財保護に関する事務を市長部局へ移管することについて

【報告事項】

- 内部評価ヒアリング・外部評価ヒアリング点検結果について
- 9月議会における質問に対する回答等について
- 令和2年度近江八幡市家庭教育推進協議会委員の委嘱について
- 令和2年度近江八幡市就学指導にかかる教育支援委員会の審議結果について(非公開)

7. 議事の経過

(1) 開会(日程確認)

- ・教育長が9月定例会の開会を宣言
- ・出席委員定数の確認
- ・日程の追加及び非公開について

追加

議第55号 近江八幡市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

非公開

議第50号 近江八幡市教育委員会表彰被表彰者の選定について

報告事項 令和2年度近江八幡市就学指導にかかる教育支援委員会の審議結果について

(2) 前回の会議録の承認

第1回8月定例会の会議録	承認
第2回8月定例会の会議録	承認

(3) 教育長挨拶および報告

9月は適度に朝夕冷え込み、秋の気配を随所に感じるようになった。

9月に入り、「三密」を避けるために様々な方法で運動会を開催している。本日までに、小学校9校、中学校1校、全10校の運動会が終了した。大規模校については、学年を分けて行うなど工夫し、各校、時間短縮、プログラム縮小し実施しているが、非常に中身のある、子どもたちにとっては、思い出に残る運動会となっている

修学旅行は宿泊を伴わないものとしているが、少しずつ始まっている。近隣で文化財を見学する学校、地域についての学習をする学校、日数についても1日や2日など様々だが、今後、運動会が終われば本格的に進める学校が多い。

議会では、子ども医療費については、議員預かりという形となり、結論は出されなかった。教育委員会に関しては、安土小学校の建て替え問題に対し様々なご意見があった。現在も、安土小学校の整備地選定委員会が開催されているが、子どもたちを一番に考えてほしいということ、また、選定委員会で小学校の整備地が現地、移転どちらかに方向性が示され、最終的に市として決定がなされた際には議員も地域も一つになって進んでほしいとお願いしたが、難しいようです。

9月は、学校での事故もなくスムーズに進んでいるが、コロナ禍において、登校拒否になる子どもたちが例年より多いように感じている。

働き方改革もあり、先生に力を蓄えてもらうことも大事だが、子どもたちの心のケア、配慮の部分をしっかりと考えていきたい。

(4) 議事

◆議第51号 近江八幡市教育委員会表彰被表彰者の選定について(非公開)

【事務局説明…教育総務課等】

各課から被表彰者の選定について説明。

議案にある被表彰者に加え、学校給食センターから1名被表彰者を追加する。

【採 決】

議第51号

近江八幡市教育委員会表彰被表彰者の選定について

承認

◆議第52号 近江八幡市スポーツ施設の使用料の減額又は免除に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【事務局説明…スポーツ推進課】

市内高等学校又は中学校の部活動について、現状は「その他市町が特に必要と認めるとき」の規定を適用し、使用料の減免対象としているが、運用実態に合わせて明文化することで事務担当者による判断の相違を防ぐため、所要の改正を行うもの。

別表第2(1)表中、減免対象に「市内高等学校又は中学校が部活動のために使用するとき」を追加する。

学校の教育活動・行事等で使用する時は、教育の授業の一環であるため100%の減免としている

【質 疑】

なし

【採 決】

議第52号

近江八幡市スポーツ施設の使用料の減額又は免除に関する規則の一部を改正する規則の制定について

可決

◆議第53号 近江八幡市文化財保護審議会委員の委嘱について承認を求めることについて

【事務局説明…文化観光課】

9月30日の任期満了に伴い、別紙6名を近江八幡市文化財保護審議会委員に委嘱することにつき、市文化財保護条例の規定に基づき、委嘱の承認を求めるもの。

いずれも再任である。

【質 疑】

なし

【採 決】

議第53号

近江八幡市文化財保護審議会委員の委嘱について承認を求めることについて

承認

◆議第54号 近江八幡市八幡伝統的建造物群保存地区内における工作物等の修景に関する基準の改正にあたり近江八幡市伝統的建造物群保存地区保存審議会に諮問することについて

【事務局説明…文化観光課】

近江八幡市八幡伝統的建造物群保存地区内における工作物等の修景に関する基準の改正について、審議会に諮問するにあたり、意見を求めるため提案するもの。

条例の号数の改正、別表中「滋賀県屋外広告物条例及び滋賀県屋外広告物条例施行規則（以下「県条例等」という。）及び「県条例等」を「近江八幡市広告物条例施行規則」に改める等。

改正にあたり、案内図版を5㎡から3㎡に規制強化をしているが、景観上大切であると風景づくり委員会が判断され、所管課としてもこの地域での規制強化は望ましいと判断したためである。既存案内板については、5㎡の看板が3件あるが、これらは、自家用看板になるため、数値的には満たされてはいないが違法ではない。

【質 疑】

○安倍委員

伝統的建造物群保存地区の看板の光彩や色彩は、異常になってはいけないと思うが、利用者側にたった時には、よく分かるということも大事だと思う。そのため、分かりにくい看板にならないように、違反になってしまうが分かりやすさを優先している看板はあるのか。

○文化観光課

伝統的建造物群保存地区の看板としては、2面性がある。分かりやすいというサインとしての一面と、それが度を超すと、景観を損なうので、それを調整する必要があるという一面。そのあたりの折り合い基準を明確にしたもの、どのように確認するかを示したものが県の条例や市の条例になってくる。

看板の場所と知らせる相手、知らせる内容、目的によっても変わってくる。

業者と市が協議しながら進めていくことも、この条例の趣旨である。

伝統的建造物群保存地区の看板については、色をアースカラーにするなど具体的な方法がある。視覚障がい者等にお知らせする看板はそれに応じ、柔軟な対応が必要となってくる。

【採 決】

議第54号

近江八幡市八幡伝統的建造物群保存地区内における工作物等の修景に関する基準の改正にあたり近江八幡市伝統的建造物群保存地区保存審議会に諮問することについて
承認

◆議第55号 近江八幡市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

【事務局説明…生涯学習課】

上位法「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に基づき、改正するもの。

第1条中、「第47条の6」を「第47条の5」に改める。

【質 疑】

なし

【採 決】

議第55号

近江八幡市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について 可決

●協議事項

◎民生委員推せん会委員の選出について

【事務局説明…教育総務課】

市の福祉政策課から依頼が来ている。現在は日岡教育長と八耳委員にご協力いただいている。この度、新たに任期が始まるため、教育関係者から2名ということで選出していきたい。

【質 疑】

○安倍委員

現在の2名の方に継続していただいてはどうか。

○教育長

構わない。

○八耳委員

構わない。

○教育長

3年間です。再任でよろしくお願ひします。

◎「近江八幡市子ども・若者支援地域協議会設置要綱」並びに「近江八幡市子ども・

若者総合相談窓口設置要綱」の制定について

【事務局説明…生涯学習課】

「近江八幡市子ども・若者支援地域協議会設置要綱」の制定について

子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の不登校や引きこもり等問題は深刻な状況にある。この問題に対応するには、様々な機関がネットワークを形成し、発達段階に応じ、専門性を生かした支援を行っていくことが必要であり、この支援を効果的かつ円滑に実施する仕組みとして協議会を設置するための要綱を制定する。これは上位法「子ども・若者育成支援推進法」にも協議会を置くように努力義務が定められており、本市においても、学齢期の不登校や青年期のひきこもり等の課題に関係機関が連携し取り組むため設置を推進していきたい。

教育、福祉、保健、医療、矯正・更生保護、雇用等の関連分野が、つながりが切れたところの隙間の支援を行いたい。対象は0～39歳までとする。(少年センターでの支援は20歳まで。)地域における子ども・若者育成支援ネットワークのイメージ図、要綱の概要・要旨は別紙のとおり。

「近江八幡市子ども・若者総合相談窓口設置要綱」の制定について

近江八幡市子ども・若者支援地域協議会の設置要綱制定に伴い、支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言、支援する関係機関との連携・調整を行う拠点として、生涯学習課に相談窓口を設置するための要綱制定である。専門職員の配置は行う。要綱の概要・要旨は別紙のとおり。

【質 疑】

○教育長

県内他市の設置状況はどうなっているのか。

○生涯学習課

県内においては、大津市、高島市、彦根市、米原市の4市が設置している。
滋賀県においても設置している。

○教育長

県内で4市とも生涯学習課が窓口なのか。

○生涯学習課

高島市は少年センターが窓口となっている。大津市は社会福祉協議会に委託。
彦根市・米原市については子ども部局が窓口になっている。
県内において教育委員会が窓口となるのは初めてである。

○教育長

議会でもどこが窓口になるのか議論があった。

他市の状況の資料があると分かりやすいため、取り寄せた後、委員にも送付すること。

現在の少年センターでは、年齢制限等、様々な点で限界がある。そのような課題も含め、学校を卒業した子どもたちや39歳までの若者をどうしていくのかということであるので、議会でも要旨をまとめたものを、各教育委員にも分かりやすいものを渡すように。

○八耳委員

規則を制定した。ネットワークを作った。定期的に会議をした。ということだけで終わらないよう、具体的な内容を示していただきたい。また、慎重に検討していただきたい。

○安倍委員

相談しようと電話するまでの勇気に対し、担当者につながらない、冷めた対応になるといったことがないよう、生涯学習課が全員で温かみのある電話窓口となるようお願いしたい。

○久家委員

相談窓口は、お盆休みを設けなくてもよいのか。

○生涯学習課

その他の規定の範囲内で行う。

○西田委員

対象が39歳となっているが、29歳ではない理由は？

○生涯学習課

上位法で定義されているため。

○教育長

協議結果に伴い、進めること。

◎「近江八幡市立図書館視覚障がい者(児)に対する郵送貸出規程」「近江八幡市立図書館デイジー図書等貸出規程」の制定について

【事務局説明…図書館】

「近江八幡市立図書館デイジー図書等貸出規程」の制定について

令和元年6月「読書バリアフリー法」が成立、これを受け、令和2年7月「読書バリアフリー基本計画」が策定された。読書に困難な方のための環境整備の具体的な計画策定(努力義務)が求められている。県内では県立図書館で策定後、本市においても令和3

年頃策定予定ではあるが、今回、市民のご厚志により視覚障がい者のためのデージー図書(文字を読むことが困難な方のための音声で聞く録音図書)を読み取るための再生機(プレクストーク)のご寄贈があった。そのため、全体的な計画策定の前にデージー図書に関する利用規定について別紙のとおり内規を先行して定めたい。

貸出規程の対象は、市内在住の視覚障がい者(児)で、身体障害者手帳の交付を受けた者。

貸出方法については、まず「デージー図書等利用申請書」を郵送又はFAXにより申し込む。申込には、障害者手帳の写しも必要。申請書の申込が困難な場合は、電話でも可とする。次に利用者の読みたい図書を「デージー図書等貸出依頼書」にて、電話、FAX、郵送で申し込む。図書館は、サピエ図書館を通じて希望図書のデータをCD-ROMにダウンロードし、郵送にて貸し出す。

その際の郵送の規程が「近江八幡市立図書館視覚障がい者(児)に対する郵送貸出規程」である。郵送については、「特定録音物等郵便物」として取り扱われ、無料である。

実際にデージー図書を再生機で再生。

【質 疑】

○教育長

テープレコーダーとの違いは？

○図書館

「しおり」という機能があり、好きなところにいくつも挟むことが出来、読みたいところにすぐに的確に飛べる点が違う。

○安倍委員

視覚障がい者しか利用できないのか。

○図書館

文字で本を読むことが困難な方については適応できる。しかし、まずは無料での郵送を考えているため視覚障がい者に限定して、実施していきたい。幅広くなると、物流の問題が出てくるので、次の段階で考えていきたい。

○安倍委員

できれば拡大していただきたい。

点字図書、点字絵本の所蔵数は？

○図書館

近江兄弟社図書館からの点字図書はかなりの冊数あるが、点字も劣化しており資料

として保存しているのが現状である。点字図書、点字絵本の正確な冊数は、後日改めて報告させていただくが、点字絵本については、新しく出版されれば必ず購入している。

○八耳委員

個人情報が含まれている内容を FAX で送るといのはどうか。

○図書館

他館では問題なく実施されているということだったが、検討する。

○八耳委員

再生機は何台あるのか。

○図書館

2台。1台48,000円。増台については需要状況を見て検討していきたい。

○教育長

現在、実際にデジター図書を利用される方はいらっしゃるのか。

○図書館

いらっしゃらない。

○教育長

それならば、手帳の提示は不要ではないか。

○図書館

郵送を無料にするには必要である。

(休憩、再開)

◎近江八幡市教育委員会事務のうち文化財保護に関する事務を市長部局へ移管することについて

【事務局説明…文化観光課】

昨年4月「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正」が施行され、条例に定めることにより文化財保護に関する事務を市長部局が担当できるようになった。

本市ではそれ以前から、2本立てになっている事務を円滑にするためには1本化する必要性があると認識し、今後のあり方について部内で検討していた。一定の方向性が

定まった頃、法改正を受け、県は文化財保護に関する事務を知事部局へ移管、他市（彦根市、東近江市）でも同様の体制を整えた。新たな県内の動きも踏まえ、本市でも再度検討を行った。法改正には、景観・まちづくり行政や観光行政も視野に入れ文化財をまちづくりや地域振興に活かす、文化財の保護と活用を両立させるという趣旨があり、これは本市の文化財保護に対する考え方と合致する。そのため、本市においても市長部局へ移管することが望ましいと判断し、現段階では、移管の方向で進めていきたいと考えている。

現行で文化財の保護と活用を充実させるという目的が達成できない訳ではないが、移管することで、より強化をしたいと考えている。移管することにより、これまで教育委員会所管で行ってきた文化遺産の保存・活用や子どもの文化・芸術活動への取組など、教育分野への広がりや啓発等については、法の改正に準じることで国の補助制度に適合しやすくなり、教育的分野も含めた利活用の部分の強化も図れると考えている。

市長部局へ移管した後の教育委員会との具体的な進め方、運営に関しては今後検討する。教育委員会においては、諮問という事務作業は大幅になくなるが、教育部門の利活用に関しては、市長部局のみの企画、立案ではなく、今後も今までと変わらず教育委員会にご意見を賜りたいと考えている。

現段階における今後のスケジュールについては、今年度、条例を制定、令和3年4月から施行していきたいと考えている。

【質 疑】

○教育長

滋賀県、彦根市、東近江市以外の市町の状況は？

○文化観光課

把握していない。今後調査していく。現段階では、本市も市長部局へ移管する方向ではあるが、他市の状況や運用、課題を見て、方向性についてはさらに検討を重ねていくため、移管すると決定している訳ではない。

●報告事項

◎内部評価ヒアリング・外部評価ヒアリング点検結果について

【事務局報告…教育総務課】

資料に基づき報告。

報告書完成後は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第二十六条に基づき、議会に提出し、ホームページでも公表する。

評価していただいた点数及びコメント等を各所属が真摯に受け止め、高い点数をいただいている施策についてはさらなる向上を目指し、低い点数、ご指摘等いただいている施策については改善、見直しを検討していきたい。

また、これらの評価を来年度の重点課題や取組、予算にも反映していきたい。

【意見】

○安倍委員

目標12施策5:校園所における読書環境の充実については、小中学校と就学前施設との条件が全く違う。同じところで評価するのであれば、同じ条件で推進されているのかを評価すべきではないか。評価する際にもかなり苦慮した。来年度は検討していただきたい。

◎9月議会における質問に対する回答等について

【事務局報告…教育総務課】

資料に基づき報告。

15名の議員から、給食センター除く各所属に質問があった。特に安土小学校の整備については3名の議員から質問をいただいた。詳細は、資料で確認していただきたい。

【意見】

○教育長

教育委員会に対し、議員からの質問が多くなってきていると感じているが、これは教育委員会が市政の大切な部分も担っているからでもあると感じている。

教育委員の皆様も感じるところ等があればご意見をいただきたい。

◎令和2年度近江八幡市家庭教育推進協議会委員の委嘱について

【事務局報告…生涯学習課】

資料に基づき報告。

◎令和2年度近江八幡市就学指導にかかる教育支援委員会の審議結果について

(非公開)

【事務局報告…学校教育課】

資料に基づき報告。

8. その他

今後のスケジュールについて

9. 閉会

教育長が9月定例会の閉会を宣言